28 日獣発第 23 号
平成 28 年 4 月 19 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

「飼料の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について」の一部改正について

このことについて、平成 28 年 4 月 8 日付け 27 消安第 6399 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今般、「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」を一部改正し、

①新たに同ガイドラインの第 3 に基づく工程管理の実施状況の確認手続きを定めたこと、

②工程管理を実施する事業者については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる実施状況の確認を条件に、現在、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム等の製造において義務付けられている製造ロッドごとの管理分析を免除すること、

③本改正に伴い、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 53 年 9 月 5 日付け 53 畜 B 第 2173 号、53 水振第 464 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）」等を一部改正したこと

について、情報提供されたものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601